

とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金実施要領

平成30年3月23日
一部改正 平成31年3月12日
一部改正 令和3年3月26日
鳥取県農林水産部

1 目的

本事業は、県内農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や地域の農林水産業界を牽引する女性リーダー育成に関する取組等を支援し、働き方改革を実現するとともに女性活躍の一層の推進を図るため、必要な経費を補助する。

2 補助対象・補助率・上限額

(1) とっとり農業女子ネットワーク	
とっとり農業女子ネットワーク活動基盤強化、働き方改革に向けた取組に係る経費を支援	
補助率：1/2	上限額：30万円
(2) 任意団体（農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の任意団体）	
働き方改革等の具体的成果に繋がる取組や女性の活躍推進に繋がる取組に係る経費を支援 （例：環境整備・改善に向けた取組、技術取得、経営力向上、情報発信等に関する取組（研修・講習会等含む）、人材育成に関する取組 等）	
補助率：1/2	上限額：50万円/1団体
(3) 個人（農林水産業に従事する女性又は従事することが確実であると見込まれる者）	
資質向上やレベルアップをはかるための技術・資格取得に係る経費を支援	
補助率：1/2	上限額：15万円/1人
(4) 緊急就労環境整備の応援に関する取組支援（個人向け）	
女性が働きやすい就労環境を目指すため必要となる以下の設置又は修繕等	
補助率：1/2	上限額：50万円/1人

◆任意団体・個人の要件

・(2)については、以下の要件を全て満たす団体とする。

ア 鳥取県内在住の3人以上の女性農林水産業者（生計を同じくする者が農林水産業者である場合を含む。）や農山漁村の振興を担う女性で組織し、女性が代表者かつ構成員の過半数が女性。

団体構成員の要件は以下のいずれかの要件を満たす者

(ア) 家族経営協定締結者又は2年以内に家族経営協定締結予定者

(イ) 認定農業者（連名認定者）又は2年以内に認定農業者（連名）申請予定者

(ウ) (ア) (イ) 以外の者であって、本事業の目的に沿う取組をする農林水産部長が認める者
（例：男女共同参画推進認定企業に勤める者 等）

イ 事業実施体制が整っていること。

ウ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

・(3)については、以下の要件を全て満たす者とする。

ア 農林水産業に現に従事しているか、または、農林水産業に従事することが確実であると見込まれる者（生計を同じくする者が農林水産業で当該農林水産業に寄与すると認められる場合を含む。）

対象者の要件は以下のいずれかの要件を満たす者

(ア) 家族経営協定締結者又は2年以内に家族経営協定締結予定者

(イ) 認定農業者（連名認定者）又は2年以内に認定農業者（連名）申請予定者

(ウ) (ア) (イ) 以外の者であって、本事業の目的に沿う取組をする農林水産部長が認める者
（例：男女共同参画推進認定企業に勤める者 等）

イ 暴力団員でないこと。

- ・(4)については、以下の要件を全て満たす者とする。

ア 農林水産業に現に従事しており、常時3名以上雇用し、そのうち半数以上を女性が占めている農業者（生計を同じくする者は雇用者の人数には含めない）

対象者の要件は以下のいずれかの要件を満たす者

(ア) 家族経営協定締結者又は2年以内に家族経営協定締結予定者

(イ) 以外の者であって、本事業の目的に沿う取組をする農林水産部長が認める者

(例：男女共同参画推進認定企業として登録している者 等)

イ 暴力団員でないこと。

3 対象経費

(1) 「とっとり農業女子ネットワーク」「任意団体」

未就学児童託児費用、ヘルパー等確保費用、アシスト機器導入による労力軽減費用、経営コンサルティング費用、経営力向上・リーダー育成のための研修会の実施・参加費用等のうち以下の科目とする。

〈科目〉報償費、旅費、消耗品、燃料費、印刷製本費、原材料費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費、備品購入費（10万円以下であって、労力軽減に係るものに限る）

※視察、他団体等が開催する研修会等参加に関連する経費は補助対象経費全体の1/2以下とする。

(2) 「個人」

農林水産業経営参画等資質向上やレベルアップを図るための必要な技術、資格習得

ア 対象資格（例）

(ア) 各分野共通

商業経済検定、リテールマーケティング（販売士）、日商簿記検定、農業簿記検定、マーケティングビジネス実務検定、指導農業機械士技能検定、農業機械士技能検定、小型車両系建設機械運転特別教育（3t未満）、フォークリフト運転技能者講習、玉掛け技能講習

(イ) 主に農業分野

米・食味鑑定士、野菜コーディネーター、野菜ソムリエ、ベジタブル&フルーツアドバイザー、日本農業技術検定、土壤医検定、家畜人工受精師、刈払機取扱作業教育

(ウ) 主に林業分野

森林インストラクター、きのこアドバイザー、山菜アドバイザー、樹木医

(エ) 主に水産業分野

小型船舶操縦士（特殊小型は除く。）、おさかなマイスター（アドバイザーは除く。）

(オ) その他

上記以外の技術、資格であって、本補助金の目的に沿うものとして農林水産部長が認めるもの。

イ 対象となる費目

受験料、受講料（入学科を含む。）、教材費（受講機関の指定するもの又は独学により受験する場合は独自に調達する受験勉強に必要なテキスト及び問題集）、受講又は受験に伴い県外に旅行する場合には、交通費（公共交通機関を利用する場合に限る。）及び宿泊費（1泊につき9800円を上限とする。）

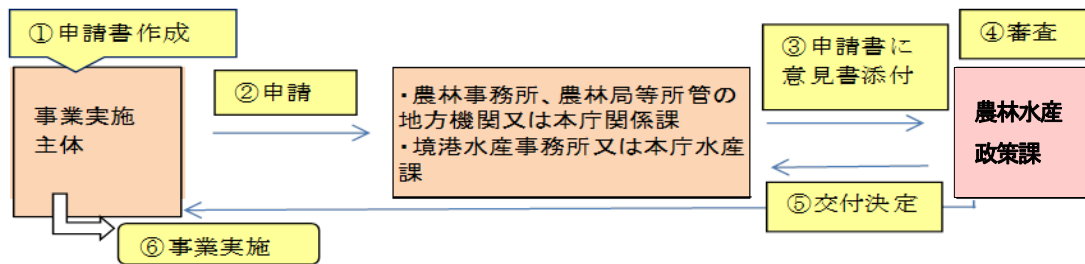
(3) 緊急就労環境整備の応援に関する取組支援

女性が働きやすい就労環境を目指すため必要となる以下の設置又は修繕
更衣室、休憩室、シャワー室、トイレ等

4 書類の経由

分野	経由する機関	意見書の添付
農業・林業	農林事務所、農林局等所管の地方機関 又は本庁関係課	経由機関の長は、意見を付して、農林水産部長（農林水産政策課）へ正本1部を送付
水産業	①申請者の所在地が米子市、境港市、西伯郡、日野郡のとき→境港水産事務所 ②上記以外るとき → 水産課	※経由する機関で副本1部を保管

5 補助金交付申請手続の流れ



6 申請等に必要な資料

(1) 申請・報告時に必要な書類

- ア 「とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金交付申請書」（様式第1号）
- イ 「とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金実施計画書」（様式第1号-1～3）
- ウ 団体、グループの概要がわかる資料
- エ 事業実施主体の組織構成がわかる書類（別紙「事業実施主体の組織構成」）
- オ 収支予算書（様式第2号-1～3）
- カ 事業費の詳細がわかる資料（見積書等）
- キ 振込口座等登録（変更）申請書

(2) 報告時に必要な資料

- ア 「とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金実績報告書」（様式第5号）
- イ 実施した内容、成果がわかる資料。
- ウ 「とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金実施報告書」（様式第4号-1～3）
- エ 事業費の詳細がわかる資料（請求書・領収書等）
- オ 「とっとり農林水産業女子が進める働き方改革働き方改革推進事業費補助金仕入控除税額確定額報告書」（様式第5号）

7 募集期間

(1) 任意団体

- 第1次募集 毎年4月 5日～4月20日
- 第2次募集 毎年5月15日～5月30日

(2) 個人

- 毎年4月5日から翌年の2月末日まで随時受け付け
（ただし予算の範囲内での補助となるため申請状況等により希望に添えない場合がある。）

8 注意事項

(1) 本事業にかかる補助は最長3年。

平成27年度から平成29年度の事業「今こそ農林水産に女性の力を！自主参画推進事業費」補助金を活用した時期は合算。

例) 平成29年度に「今こそ農林水産に女性の力を！自主参画推進事業費」補助金を活用した場合は、令和3年度は2年目。

9 問い合わせ窓口

鳥取県農林水産部農林水産政策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話 (0857) 26-7256 ファクシミリ (0857) 26-8497